

議長

その身ではないうがなんとも働きたいが宜敷くお願いする。

二選挙管理委員会委員の改選について

助役

十月四日で任期が満了した。今後は三人くの人である。

今迄の委員の人名報告。

これの送任については議会の選挙で決める。

三橋

地区別に選挙委員があがって来た。

賛成の声起る。

議長

選挙委員はとうとう送任する。

村野

選挙

議長

議会ブックより推薦委員が三つ出た。それの議長が一人か二人か。

休憩

推薦委員

宮崎三郎

橋本雄一

議長

副議長

委員

井梅茶輔

貫井伊作

町長

宮橋参市

森田謙重

市南(三十五分)

議長

委員の数が少ない。正補があるから本日決まらず流会する。

石川

流会するが今後又ある選挙委員が決まる。

西村

一軒だけ残ってその委員会がもう決まる。

議長

もう一名増員する。

賛成の声起る。

委員

選挙委員の立場があるからもう決まらないうが。

議長

会議終了後にブックで一名増員送任することに決まる。

三浄化対策の経過報告について

町長

赤線区談話として一處着る。これについて基地にある町司令官と会見し、その対策を

申述(町司令官)する。

取締の面は方面が違いますが、一応街頭に於ては検査会に白痴する。要するに、

校舎、学校等と取の周辺、すくなく取締、強化を図る。

「心完了」カーミ殊地域内への建替等。誘導は本年、末日迄に完了するようかんこ
くする。なほこの地域内道路の新設する。要するを小委員会にて調査する。
なほ若干、地域を拡張する。要するを小委員会では、谷戸方面の一角にこの地区に
決定する。意見の一致をみた。

基地では道路より五米下つた所に区域の表示をして頂き、この西側があり、この地上三人
位のクイで表示する。

二、三日の両日司令官と会議し四日午後一時より立入禁止が解除された。

街娼婦の学生については、擁護会の協力をお願いする。

混血児のことにについては文化団体等に呼びかけよう。

街娼婦対策協議会がつくる。

一、市民から署名を以て立入禁止の継続の趣意書が提出された。

又、對面百合会や擁護会商店連合会から速やかに解除されるよう、依頼書が提出
された。

擁護会、幹事と司令官との間、街娼婦のことも混血児のことも具体的に話し合つてほしい。

混血児保育については基地ではしんけんを考へてゐるから、何でも委員でも選出して協力して
頂き、いよいよ中へいれた。

瀨古 町長と解除後の空気が、町職としてよく、又別の面で考へてゐるが

町長 農協の二階で商店連合会の人々を合して、あるが、一応解除して、方がよいを、はなから
うかがふは解除後の対策を考へたい。

瀨古 浄化対策として町を浄化して、その後は何人も考へは、合点な

現在擁護会は解散と同様だ。農協の二階で話し合は、又保田氏の話によると、オースリーと認められ
た。解散して他に移転し、ければ生活にもさまる、と云つてゐる。

結論として、彼らは、区域外に建てるは、果して、それは、借金をして、建てるであり、家を
賣拂、果して、返済出来ず、現状にある。

既に赤線区域内には置家組合が結成された様である。

実際面では、そのいふ町には、兵隊が入つて、こゝにい

西村 今迄は基地における解除を願ふ手紙である。

解除は、いける。擁護会や百合会の、たいなは、

町長

誓約書を返すことは彼らはあの区域に移すは、営業はしないといふていさぐで
一応返した。

西村

あの区域に住んでる彼等達は晩年を付けて取締りしている。警察署も、道路ある
解除も望む。これと切望した。町長の言葉のうらみがある。
浄化をしようが浄化対策が一番重要である。若干の犠牲は止むを得
まい。浄化対策の目的はこれら入るが正業に復することがよいである。
考へべきはこれ等の家が今は正業を入るに使用され収入の面に於てはかきり
のハダヤツプはある。だが正業に復し入ることを思えば相殺される。
警察取締りがなくなる時期における対策から考へても、現状からいって、商
店等も考へ、取締りがなくなる場合にも何人か雇ふべき。地心が起るよいようにして
おかねばならぬ。

村野盛

何んとも解除は旬日を過ぎている。結論は達し得ない。
本論は五通り、地域図に示す箇内
地域の拡張に示す賛成

瀬古

赤線区域の置家全数ある。対策委員も必要ではないか、
急激な下り、それ方につく。のあり方を考へるべきだ。

西村

私達の考へるよりもやかである。それをより縮めたのは誰であるか。
それを根本に立かえさせてやるには何をするか。と決めたことを公にするにはよう
いふまい。現在の町長の考へることは、私ども意見があるが、かきりしは町長
つてまい。

瀬古

浄化に示す反対はない。法をたてて、一さうだんにはあまりにも
よいまい。

西村

町長の空文と実文をうめざるよう。業者の協力を望まう。

井梅

町の考へることは、委員会の決定にそつてやることで異議はないが
他町村の關係はどうか。とふは、町のみが赤線区域がある。又警察は福生のみ
取締りある。

私の娘が二人で本町にあたり警察署に尋問された。警察官も普通の子と御婦人
との見区別をなくすべきだ。お伺い警察署の地区内を、他町村も同じに取締るべきだ。

うけへるべきは、人の欲を案の取持と業名の非協力の端に
 午が被けられくるは、岸に被あふより因難とするニとである

癸卯年

田 かしと倍和するものに
むをから方へる

怪に於て妻を令け
單なる怪にては

二人は第1は、
1. 5
2. 7
3. 11
4. 13
5. 17
6. 19
7. 23
8. 29
9. 31
10. 37
11. 41
12. 43
13. 47
14. 53
15. 59
16. 61
17. 67
18. 71
19. 73
20. 79
21. 83
22. 89
23. 97
24. 101
25. 103
26. 107
27. 109
28. 113
29. 127
30. 131
31. 137
32. 139
33. 143
34. 149
35. 151
36. 157
37. 163
38. 167
39. 173
40. 179
41. 181
42. 187
43. 191
44. 193
45. 197
46. 199
47. 211
48. 223
49. 227
50. 229
51. 233
52. 239
53. 241
54. 247
55. 251
56. 257
57. 263
58. 269
59. 271
60. 277
61. 281
62. 283
63. 287
64. 293
65. 299
66. 307
67. 311
68. 313
69. 317
70. 323
71. 329
72. 331
73. 337
74. 341
75. 347
76. 353
77. 359
78. 367
79. 373
80. 379
81. 383
82. 389
83. 397
84. 401
85. 409
86. 419
87. 421
88. 431
89. 433
90. 437
91. 439
92. 443
93. 449
94. 457
95. 461
96. 463
97. 467
98. 473
99. 479
100. 481
101. 487
102. 491
103. 493
104. 497
105. 503
106. 509
107. 517
108. 521
109. 523
110. 527
111. 531
112. 539
113. 541
114. 547
115. 551
116. 557
117. 563
118. 569
119. 571
120. 577
121. 581
122. 583
123. 587
124. 593
125. 599
126. 607
127. 611
128. 613
129. 617
130. 619
131. 623
132. 629
133. 631
134. 637
135. 641
136. 643
137. 647
138. 653
139. 659
140. 661
141. 667
142. 673
143. 677
144. 683
145. 687
146. 691
147. 693
148. 697
149. 701
150. 709
151. 713
152. 719
153. 727
154. 731
155. 733
156. 737
157. 739
158. 743
159. 749
160. 751
161. 757
162. 761
163. 763
164. 767
165. 769
166. 773
167. 779
168. 781
169. 787
170. 791
171. 793
172. 797
173. 803
174. 809
175. 811
176. 813
177. 817
178. 819
179. 823
180. 827
181. 829
182. 833
183. 837
184. 839
185. 843
186. 847
187. 853
188. 857
189. 859
190. 863
191. 867
192. 869
193. 873
194. 877
195. 881
196. 883
197. 887
198. 893
199. 897
200. 901
201. 907
202. 911
203. 913
204. 917
205. 919
206. 923
207. 927
208. 929
209. 933
210. 937
211. 939
212. 943
213. 947
214. 953
215. 957
216. 959
217. 963
218. 967
219. 969
220. 973
221. 977
222. 979
223. 983
224. 987
225. 991
226. 993
227. 997
228. 1003
229. 1007
230. 1009
231. 1013
232. 1017
233. 1019
234. 1023
235. 1027
236. 1029
237. 1033
238. 1037
239. 1039
240. 1043
241. 1047
242. 1049
243. 1053
244. 1057
245. 1059
246. 1063
247. 1067
248. 1069
249. 1073
250. 1077
251. 1079
252. 1083
253. 1087
254. 1089
255. 1093
256. 1097
257. 1103
258. 1107
259. 1109
260. 1113
261. 1117
262. 1119
263. 1123
264. 1127
265. 1129
266. 1133
267. 1137
268. 1139
269. 1143
270. 1147
271. 1149
272. 1153
273. 1157
274. 1159
275. 1163
276. 1167
277. 1169
278. 1173
279. 1177
280. 1179
281. 1183
282. 1187
283. 1189
284. 1193
285. 1197
286. 1201
287. 1203
288. 1207
289. 1209
290. 1213
291. 1217
292. 1219
293. 1223
294. 1227
295. 1229
296. 1233
297. 1237
298. 1239
299. 1243
300. 1247
301. 1249
302. 1253
303. 1257
304. 1259
305. 1263
306. 1267
307. 1269
308. 1273
309. 1277
310. 1279
311. 1283
312. 1287
313. 1289
314. 1293
315. 1297
316. 1301
317. 1303
318. 1307
319. 1309
320. 1313
321. 1317
322. 1319
323. 1323
324. 1327
325. 1329
326. 1333
327. 1337
328. 1339
329. 1343
330. 1347
331. 1349
332. 1353
333. 1357
334. 1359
335. 1363
336. 1367
337. 1369
338. 1373
339. 1377
340. 1379
341. 1383
342. 1387
343. 1389
344. 1393
345. 1397
346. 1401
347. 1403
348. 1407
349. 1409
350. 1413
351. 1417
352. 1419
353. 1423
354. 1427
355. 1429
356. 1433
357. 1437
358. 1439
359. 1443
360. 1447
361. 1449
362. 1453
363. 1457
364. 1459
365. 1463
366. 1467
367. 1469
368. 1473
369. 1477
370. 1479
371. 1483
372. 1487
373. 1489
374. 1493
375. 1497
376. 1501
377. 1503
378. 1507
379. 1509
380. 1513
381. 1517
382. 1519
383. 1523
384. 1527
385. 1529
386. 1533
387. 1537
388. 1539
389. 1543
390. 1547
391. 1549
392. 1553
393. 1557
394. 1559
395. 1563
396. 1567
397. 1569
398. 1573
399. 1577
400. 1579
401. 1583
402. 1587
403. 1589
404. 1593
4

村野 盛

今日の議題に五却してやつて頂きたい。

町長

福生園外これ等の取締りにつては、当然が風規のまはいと来る。赤線区域を
設定したところ、内に全額を誘致をすべく、取締り、漸次他町におえも及ぼす、

中野

取締の見透は、

町長

それは判じない。

中野

自衛することにより取締りを緩和するようになりたい

瀬占

取締りの強化に伴い、商店街の疲弊すること、思うがこれに対し町長の見解を

伺う。私としては、愛町の念より申し上げるのである。

町長

発言中止

議長

本席上にて結論を出すので、小委員会に諮りたい。

西村

議事進行上議長の発言の整理が不^徹である。

取締りが強化されたことにより、次の対策を講ずべきであり、

浄化対策委員会には、解除を目的として、対策を決定し、その線に沿って町長
は実施したのであり、議事進行上、議事の対策へ入るので、各自の討論を、

やるべきである

議長

赤線区域の拡張について

船木

範圍が狭いとかその他実施した後、その結果に於て議論すべきである。

西村

現況をうけて町の発展の方向について、影響日など、思う所に拡張する意味である。

船木

範圍を定めることにより、利権とか、み合せ議会に疑念を持たせる結果になる。

高三

範圍を拡張することにより、権利金問題も幾分緩和されると思う。

貫井

拡張するならば、前面のニヶ所説を主張したい。

井梅

前面、置屋がその区域に多からう、その地域も赤線としたと聞いたが、

町長

一般に影響日することが少い、この世としたのである。

貫井

商店に対する影響日を考へての^{拡張}、議事とするならば、ニヶ所説を實施したい。

井梅

赤線区域の延長は差支えるまいか。

村盛

延長は差支えるまいと思ふ。

議長

某地に対する通知はしてあるが、何の回答もない。

森幸

店害の少ない区域を止むを得ると云う意味で拡張することになり、賛成である。

仲に設置する方をなすまい。

一船木 赤線と域は標示してあるか。

一丁長 標示してある。

一船木 意見としては拡張に反対であるが既に小委員会が決定してあり、撤回も出来ないと思ふので賛成する。

一議長 拡張東京に賛成ありや。

東京賛成多数にして東京決定

赤線と域内の道路の新設について

一助役 新設路線について説明する。

一高三 本丁セ丁内の区域分にも路線を計画した方が将来の為によりと思ふ。

一貫井 拡張の為に新設の必要があるか。

一丁長 現状に於いて所定の道路が全く家屋の増加に伴いその必要があり且家の出来こがうのは困難な為である。

一船木 道路の延長が員ないから。

一助役

一議長 原案にも変更議の意思を語り東京通り決定する。

混血児の問題について

一丁長 基地で混血児の問題について色々対策を考えてゐるのでそれに対し連絡を保つ意味で議会側より委員を挙げてみたと思ふ。

一瀬古 福田氏夫人が介入しているように聞かせるがそれは誤りで本人は迷惑に感じているとの話であり、施設にしても半か丁が負担しなくてはならぬのが現状に於ける時期尚早である。

一丁長 ひとりで協力出来るよとの意味と解するがそれでよいか。

一村盛 混血児の国籍はどうか。

一助役 親元とか他家で養育してゐるようだが籍は親の籍に入れている者が多いようだ。

一井上 ひとりでタツタの必要はない。

簡易水道について

一助役 国庫補助はスロ円都がスロ円が概ね許可されている。

起債については最高が一〇〇万円であり色々交渉し概ね一〇〇万円許可される。

見込である。従って二四〇万円予算に計上出来る。

設計については井戸を掘り揚水設備を約一十万円かり、それから、

鉄管の設計等が二五〇万円位あるが細部の事はまだ設計の完成されない

位置については奥田氏の地所と交渉したか何額と受ける折合は、了結局設楽氏

の地所と坪十円で買収することになった。

実施については所管市外の視察を十九日に行いその結果について検討し

かゝりたい。

休憩 夕食

雨 市 連合青年団陸上競技会の寄附について

一助役 五市に於けるは、了結局三万円を支えている。

一高三 前田に於けるは、

一總務課長 寄附は三万円、了結局三万円計六万円である。

一議長 前回の線と同じとする。と決定する。

●花火大会について

一町長 佛教徒観迎花火大会の決算について報告

●町民体育大会について

一助役 当初予算四万八千圓計上しており、各種団体長の意見も昨年通り実施することに決定した。中盡力を願う。

●遺族会の行事について

一助役 戦没者遺児の慰霊神社参拝が都内見学会と十五日に実施する計画である。

予算の範囲内が二万円を支付した。

●清水坂の工事について

一助役 災害復旧工事、清水坂、二万円、水路が五万円、水の補助があり、清水坂は利用者の努力奉仕により町の支え合で補助する。工事費が三万円、補助額

か十四万草で竹買担介は五万草にやるかといへば労力奉はで補へ今日松の検本直し
致した

益質屋の運転資金につき

一助役
都の貸付金の許可は一〇〇円を定めた外に起債は五〇万許可されたとて全部
くと完全の運営が出来る
金庫も四万三千円で購入した

校長 乾任にふく

一町長
カミの校長は、発令通り実施されたが、中学校長は青梅が又、校長の保留と請願をさしふる。そこで漱次お待たせ願いたし、尚橋本校長には他意がある。

汚物処理場にて

二、町長 汚物の処理につき本日町建設社長より今月一ぱい目認願いたとのことであり、地方事務所も承認の形にとるのとどこで町とくも目認したい。

田村建設も熊川の
 方に処置場を設置する
 意向であり町ととも
 協力

10. 10. 10.

251